

# 天使大学同窓会細則

2022年11月改正

天使大学同窓会



# 天使大学同窓会細則

- 1 選挙管理委員会細則
- 2 役員候補者推薦委員会細則
- 3 代議員細則
- 4 クラス幹事細則
- 5 支部細則
- 6 常設委員会細則
- 7 会計細則
- 8 旅費等支給規程
- 9 その他
  - ・代議員数（別表1）
  - ・代議員ブロック構成表（別表2）
  - ・同窓会支部担当地域（別表3）
  - ・同窓会組織図（別表4）

## 1 選挙管理委員会細則

### 第1条 (目的)

この細則は会則第7条に基づき、必要な事項を定める。

### 第2条 (委員の選出等)

- 1 委員は役員改選の前年度に代議員を除いたクラス幹事の中から選挙管理委員を選出し、役員改選の前年の総会において承認する。(以下委員とする)
- 2 委員の数は3～5名以下とし、委員長1名、副委員長1名を互選する。

### 第3条 (委員の任期)

委員の任期は、役員改選の前年から次期委員が選出されるまでの3年間とする。

### 第4条 (委員会の任務)

選挙管理委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 役員候補者選挙についての告示は、同窓会ホームページにて行う。
- (2) 役員候補者立候補届出及び役員候補者推薦届出の受理と各候補者の確認
- (3) 選挙日の公示は、選挙公報紙にて行う。
- (4) 役員候補者選挙における投票及び開票の管理並びに有効票の確認
- (5) 任期終了時に次期選挙管理委員を選定し、総会の承認を得る。

### 第5条 (選挙規定)

- 1 立候補者の締め切りは、選挙前年の9月末日までとする。
- 2 立候補者の資格及び方法
  - (1) 立候補者は本会の会員であること。
  - (2) 立候補者は所定の様式により、会員5名以上の署名と共に届け出るものとする。
  - (3) 立候補は1選挙、1回とする。
- 3 投票
  - (1) 投票は記号を用い無記名で行うものとする。
  - (2) 選挙は総会において、出席代議員の投票により行うものとする。
  - (3) 総会に欠席の代議員は、投票権を有さないものとする。
- 4 無効投票  
次の各項に該当する投票は無効とする。
  - (1) 正規の投票用紙を用いてないもの。
  - (2) 指定以外の記号を記載したもの。
  - (3) 単記投票の場合に、2名以上の候補者に記号を記載したもの。
  - (4) 連記投票の場合に、定数を超過して記号を記載したもの。
- 5 選挙立会人  
立会人は2～3人とし、クラス幹事の中から選任する。
- 6 開票
  - (1) 選挙管理委員は立会人のもとで開票並びに票の集計を行う。得票数の多い順に定数までを当選者とし、選挙管理委員長は開票結果を議長に報告する。
  - (2) 得点同数者の中から当選者を決定する場合は、決選投票を行い当選者を決定する。
  - (3) 選挙結果はホームページ等をとおして公表する。

## 7 欠員

役員に欠員が生じた場合には、次点者を繰り上げ当選とする。

## 2 役員候補者推薦委員会細則

### 第1条（目的）

この細則は会則第7条1項に基づき、必要な事項を定める。

### 第2条（委員の選出）

- 1 委員は役員改選の前年度に代議員を除いたクラス幹事の中から推薦委員を選出し、役員改選の前年の総会において承認する。（以下委員とする）
- 2 委員の数は5～10名以下とし、委員長1名、副委員長1名を互選する。

### 第3条（委員の任期）

委員の任期は、役員改選の前年から次期委員が選出されるまでの3年間とする。

### 第4条（委員会の任務）

委員会は会則第7条2を行うために次に掲げる事項を行う。

- (1) 委員会は選挙告示を受け、各クラス幹事に選挙に伴う立候補者の推薦受付の公示を行う。
- (2) 委員会は立候補者に対し承諾の有無を確認する。
- (3) 立候補者名を選挙管理委員会に送付する。
- (4) 立候補者がいない場合は、候補者選定の責を負う。
- (5) 任期終了前に次期役員候補者推薦委員をクラス幹事会にて選出し、総会の承認を得る。

## 3 代議員細則

### 第1条（目的）

この細則は会則第9条1項に基づき、必要な事項を定める。

### 第2条（代議員の選出）

- 1 代議員は、厚生専門学校と短期大学（看護）を看護系、栄養学院と短期大学（栄養）を栄養系、助産学校、短期大学専攻科を助産系として、それぞれの卒業生数を基準として卒業期ごとのブロックを作り、ブロックごとにクラス幹事の議を経て代議員を選出する。  
大学（看護栄養学部）・大学院（専門職大学院助産研究科）・大学院（看護栄養学研究科）は卒業年度ごとに1ブロックとする。ブロックごとにクラス幹事の議を経て代議委員を選出する。
- 2 クラス幹事およびクラス幹事の推薦を受けた会員から選出する。
- 3 支部から代議員と補欠代議員を選出する。

### 第3条（代議員数）

1 前条の代議員の数は、看護系・助産系卒業生約200名で各1名の代議員を選出する。栄養系卒業生は約400名で1ブロックとし、1ブロック各2名の代議員を選出する。

大学（看護栄養学部）・大学院（専門職大学院助産研究科）・大学院（看護栄養学研究科）は卒業年度ごとに各1名の代議員とする。

なお、卒業生数については、施行日の平成19年4月1日のものとし、平成20年3月以降の入会者数は、入会時の人数とする。

代議員数は別に定める。（別表1を参照）

2 支部からは5名の代議員と補欠代議員を選出する。

### 第4条（代議員の任期及び欠員補充）

1 代議員の任期は3年とし、2期6年を超えることはできない。代議員に欠員を生じた場合は、該当するクラス幹事はその任に当たる。就任期間は代議員の残任期間とする。

2 クラス幹事およびクラス幹事の推薦を受け選出された代議員の任期は3年とし、2期6年を超えることはできない。代議員に欠員を生じた場合は、該当するクラス幹事はその任に当たる。就任期間は代議員の残任期間とする。

3 支部選出の代議員の任期は3年とし、2期6年を超えることはできない。支部選出の代議員に欠員が生じた場合は、補欠代議員がその任に当たる。就任期間は代議員の残任期間とする。

### 第5条（代議員の任務）

1 代議員は総会に出席し議決に参加しなければならない。総会に出席できない場合は、委任状をもって出席に代えることができる。

2 支部選出の代議員は総会に出席し議決に参加しなければならない。総会に出席できない場合は、補欠代議員が出席する。

3 総会の議長は出席代議員の中から選出する。

4 代議員は代議委員会（総会と同時開催）を開催することができる。

5 代議員は総会前に各ブロックの会員及び各支部会員からの意見を聴取し、総意を踏まえ総会時に票決を行う。

6 ブロックの構成等は別に定める。（別表2を参照）

### 第6条（代議員の議決）

総会の票決は、出席代議員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長が決する。

### 第7条（事前公示）

総会で議決する議事については、あらかじめホームページ等で通知する。

## 4 クラス幹事細則

### 第1条 (目的)

この細則は会則第12条に基づき、必要な事項を定める。

### 第2条 (選出の方法)

クラス幹事の選出は、各クラスが自主的に行う。

### 第3条 (クラス幹事の任務)

クラス幹事は次の役割を果たす。

- (1) クラスの親睦を図る。
- (2) クラス会員名簿を管理する。(住所の変更等)  
住所確認に際し、支出した費用は本部に請求することができる。
- (3) 選挙管理委員、役員候補者推薦委員の選出母体となる。
- (4) 会則第9条によりクラス幹事は代議員の選出母体となる。

## 5 支部細則

### 第1条 (目的)

この細則は会則第22条に基づき、必要な事項を定める。

### 第2条 (支部設置の目的)

同窓会会則により、天使大学建学の精神にもとづき、支部地域在住の会員相互の親睦と資質の向上に努め、会員の専門性を生かした地域社会への貢献を目的とする。

### 第3条 (設置)

道内は振興局をもとに11支部とし、道外は大きく東西に分け、関東、関西の2支部とする。区分は別表を参照とする。(別表3を参照)

### 第4条 (活動及び報告)

- 1 支部設置の目的に沿う活動を、支部の自主的な計画の下に行う。
- 2 同窓会主催である旨を明記する事業については、本部に援助を求めることができる。  
(支部主催の研究会・研修会・講演会等)
- 3 支部の活動内容については、毎年、支部長会議で報告する。
- 4 代議員を選出する。

### 第5条 (運営費及び活動資金)

- 1 支部の活動資金は、支部を構成する会員の会費及び本部予算によって運営する。
- 2 支部活動に充てる本部予算額は、各支部活動計画をもとに年度ごとに決定する。
- 3 各支部長は、決算報告および次年度事業計画、予算計画を3月末までに本部に提出する。
- 4 会計管理については、支部長が責任をもって行う。

## 6 常設委員会細則

### 第1条 (目的)

この細則は会則第23条に基づき、必要な事項を定める。

### 第2条 (委員会の設置)

本会の運営及び事業推進のために、常設委員会を設置することができる。

常設委員会とは庶務委員会、会計委員会、広報委員会、会員組織委員会、研修部委員会、福祉部委員会、事業部委員会をいう。(別表4を参照)

### 第3条 (委員会の役割)

- 1 委員会は年度毎に計画を立案し、必要経費を積算し理事会に提出しなければならない。各自役割を分担し、活動することを任務とする。
- 2 委員会は、活動を遂行するに当たって、同窓会員から広く支援会員を募集することができる。支援会員の名簿は各委員会が管理し、活動費は同窓会の実費負担とする。
- 3 委員会は、年度毎に経過報告と決算報告書を担当理事に提出しなければならない。

### 第4条 (特別委員会)

臨時に設けた特別委員会については、常設委員会に準ずる。

## 7 会計細則

### 第1条 (目的)

この細則は会則第25、26条に基づき、必要な事項を定める。

### 第2条 (会費)

会費は入会金及び賛助金とする。但し、在学中の入会金は前受金とし、特別会計内において管理し卒業をもって執行する。

### 第3条 (会費の種類)

- 1 入会金は50,000円とする。
- 2 賛助金は一口1,000円(複数口可)とする。
- 3 会長が必要と認めた場合は、総会の承認を得て臨時会費を徴収することができる。

### 第4条 (会費の納入方法)

- 1 入会金は入学年次に納入するものとする。
- 2 賛助金は振替用紙又は現金で納入する。

### 第5条 (資産の構成)

本会計の資産の構成は次のとおりとする。

- ・財産目録に記載された財産
- ・賛助金
- ・寄付金品
- ・事業に伴う収入
- ・資産から生ずる収入
- ・その他の収入

### 第6条 (資産の管理)

- 1 資産管理責任者は会長とし、管理方法は総会の議決を経て別途定める。
- 2 寄付金品の授受の審査は理事会が行い、総会で承認を得るものとする。
- 3 資産管理の関係書類は、永年及び5年保存とする。

## 第7条（事業計画及び予算）

- 1 会長は毎会計年度の決算報告を作成し、会計監査を経たうえで総会に提出し、その承認を得なければならない。また、併せて次年度の予算の議決を求めなければならない。
- 2 監事は総会において決算についての監査報告をしなければならない。

## 第8条（暫定予算）

- 1 規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しない時は、会長は理事会の議決を経て予算成立の日まで前年度の予算に準じ執行することができる。
- 2 前項の支出入は新たに成立した予算の執行とみなす。

## 8 旅費等支給規程

### 第1条（目的）

この規程は、天使大学同窓会（以下「本会」という。）の会務のため支給する旅費等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2条（適用範囲）

この規程は次の定める者に適用する。

- 1 会則第6条に定める役員
- 2 本会主催等の会議等に出席する代議員（補欠代議員）、クラス幹事、支部長等
- 3 本会主催等の会議等に出席する役員候補者推薦委員、選挙管理委員、常設委員会委員等（以下「委員等」という。）
- 4 その他本会の会務のため旅費等の支給を必要とするもの

### 第3条（旅費等の支給）

第2条に定める者が、会務等のために旅行するときの旅費等に対し旅費等を支給する。

### 第4条（会務等出席命令等）

会務等出席は、会長の発する会務等出席依頼によって行わなければならない。

### 第5条（旅費等の種類）

旅費等の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、自家用車賃、日当及び宿泊料とする。

### 第6条（旅費等の計算）

旅費等の計算は次を起点とし、公共交通機関を利用し最も経済的な通常の経路及び方法によって計算する。ただし、やむを得ない事由で、通常の経路又は方法によれない場合には実際に要した経路及び方法による。

- 1 自宅からの往復とする。なお、業務等の都合により、勤務先、自宅以外から出発又は到着する場合は、実際の出発地から到着地までの旅費等を支給する。

### 第7条（旅費等の請求手続き）

旅費等の支給を受けようとする旅行者は、会務等出席時の指定書類により請求するものとする。

#### 第8条（中止等の場合における旅費）

出発前に本会の都合、交通機関の事故、天災その他やむを得ない事由により中止の場合で、当該旅行のために既に支出した金額があるときは、当該金額のうち、その者の逸失となった金額で次に該当するものを支給する。

- 1 鉄道賃、船賃、航空賃、車賃等において  
実費の支給を受ける場合で、払い戻し手数料及び取消手数料が生じた場合の額
- 2 宿泊施設の利用を予約するために支払った金額及び鉄道賃、船賃、航空賃、車賃等で  
所要の払戻し手続きを行ったにもかかわらず、払戻しを受けることができなかった額

#### 第9条（会長への委任）

この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

#### 第10条（旅費等の支給額）

旅費等の支給額は、次によるものとする。

- 1 鉄道賃の額は、旅客運賃、急行料金、指定席特別急行料金による。
- 2 船賃の額は、旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。）、寝台料金及び経済的な座席指定料金による、往復切符がある場合は往復切符を適用する。
- 3 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃とする。（領収書の提出により精算払いする。）
- 4 車賃の額は、現に支払った車賃による。（バス、タクシー {領収書提出} 等）
- 5 自家用車使用は、走行距離（Km）×30円の算出料金を適用する。
- 6 日当の額は、次頁\*旅費等支給基準による。
- 7 宿泊料の額は、1万円を限度とし、交通・宿泊パックを利用時は現に支払った額とする。（領収書の提出により精算払いする。）

#### 第11条（規程の変更）

この規程は理事会の決議を得て変更することができる。

#### 附 則

- 1 この旅費規程は、2022年11月12日から施行する。

\*旅費等支給基準

1 日当 1日 1,000円

2 鉄道・航空

【原則】

- ① 往復割引切符がある場合は、当該割引切符を利用する。
- ② 交通・宿泊パックが経済的である場合は、これを利用する。

【利用機関と利用条件】

①鉄道

- ・普通乗車券
- ・急行料金
- ・特別急行料金及び座席指定料金

②航空

- ・利用空港間の航空賃実費額とする

3 自家用車

走行距離 (Km) × 30円

(但し、50km未満の場合は公的交通機関利用と同額料金を支給する)

(別表 1) 代議員数

	ブロック数	1 ブロック人数	代議員数	
			1 ブロックあたり	人 数
厚生専門学校・短期大学（看護）	10	約 200 人	1 名	10 名
栄養学院・短期大学（栄養）	11	約 400 人	2 名	22 名
助産学校・短期大学（専攻科）	5	約 200 人	1 名	5 名
大学・大学院（専門職）・大学院	1	卒業年度ごとの人数	各年度 1 名	19 名

(2022 年 11 月 12 日現在)

(別表 2) 代議員ブロック構成表

ブロック構成	ブロック構成卒期	ブロック構成	ブロック構成卒期
厚・看①	厚生科 1 回生～ 10 回生	栄養①	栄養科 1 回生～ 9 回生
厚・看②	厚生科 11 回生～ 17 回生	栄養②	栄養科 10 回生～ 15 回生
厚・看③	厚生科 18 回生～衛生看護科 23 回生	栄養③	栄養科 16 回生～ 19 回生
厚・看④	衛生看護科 24 回生～ 28 回生	栄養④	栄養科 20 回生～ 23 回生
厚・看⑤	衛生看護科 29 回生～ 33 回生	栄養⑤	栄養科 24 回生～ 27 回生
厚・看⑥	衛生看護科 34 回生～ 38 回生	栄養⑥	栄養科 28 回生～ 31 回生
厚・看⑦	衛生看護科 39 回生～ 43 回生	栄養⑦	栄養科 32 回生～ 35 回生
厚・看⑧	衛生看護科 44 回生～ 47 回生	栄養⑧	栄養科 36 回生～ 39 回生
厚・看⑨	衛生看護科 48 回生～ 51 回生	栄養⑨	栄養科 40 回生～ 43 回生
厚・看⑩	衛生看護科 52 回生～ 53 回生	栄養⑩	栄養科 44 回生～ 47 回生
		栄養⑪	栄養科 48 回生～ 51 回生

ブロック構成	ブロック構成卒期	ブロック構成	ブロック構成卒期
助・専①	助産学校 1 回生～専攻科 4 回生	大学①	2003 年度(2004 年 3 月卒業)
助・専②	専攻科 5 回生～ 13 回生	大学②	2004 年度(2005 年 3 月卒業)
助・専③	専攻科 14 回生～ 22 回生	大学③	2005 年度(2006 年 3 月卒業)
助・専④	専攻科 23 回生～ 30 回生	大学④	2006 年度(2007 年 3 月卒業)
助・専⑤	専攻科 31 回生～ 38 回生	大学⑤	2007 年度(2008 年 3 月卒業)
		大学⑥	2008 年度(2009 年 3 月卒業)
		大学⑦	2009 年度(2010 年 3 月卒業)
		大学⑧	2010 年度(2011 年 3 月卒業)
		∫	∫
		大学⑨	2021 年度(2022 年 3 月卒業)

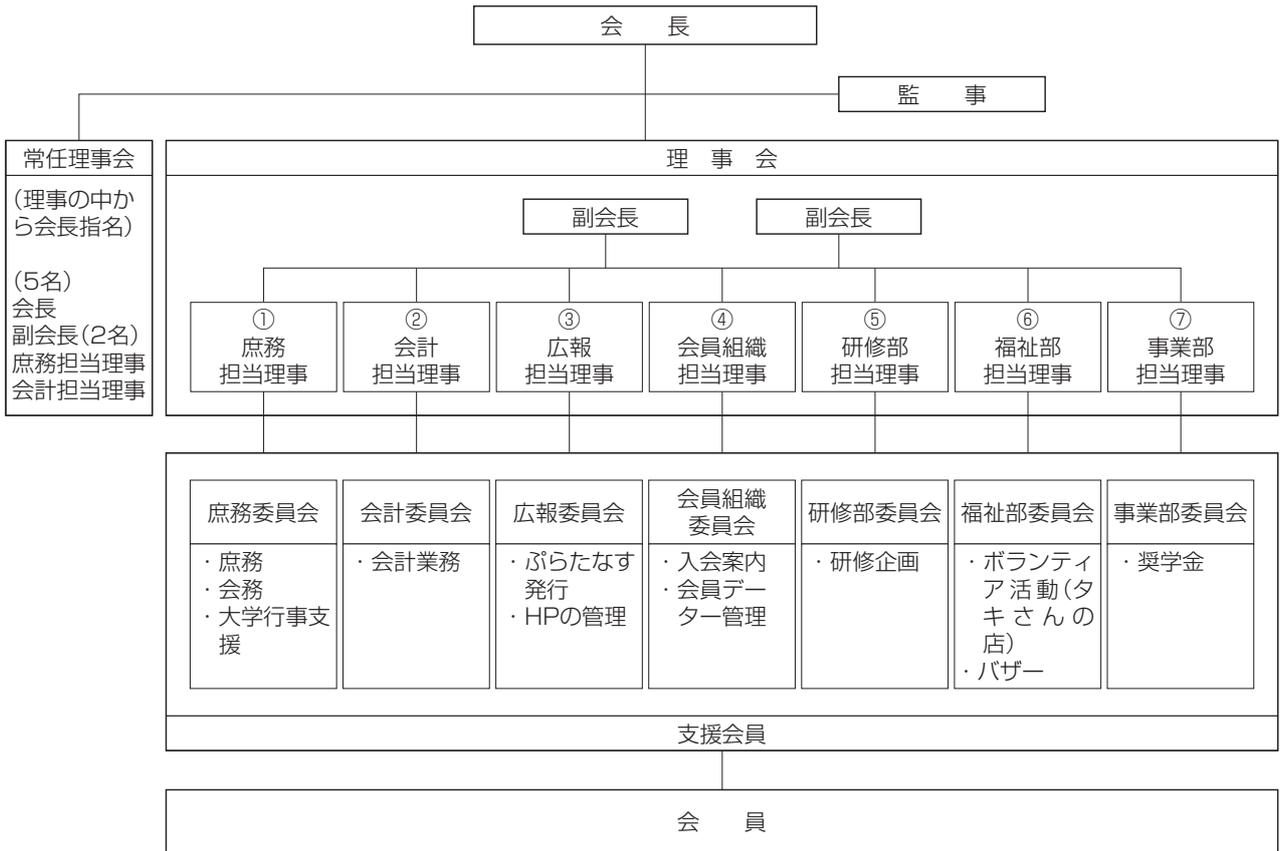
(2022 年 11 月 12 日現在)

(別表 3) 天使大学同窓会支部担当地域

支部名	担当地域
1、関東支部	東北地方 6 県、関東地方 1 都 6 県、中部地方 9 県
2、関西支部	近畿地方 2 府 5 県、中国地方 5 県、四国地方 4 県、九州・沖縄地方 8 県
3、北石狩支部	札幌市、石狩市、当別町、新篠津村
4、南石狩支部	江別市、北広島市、千歳市、恵庭市
5、渡島・桧山支部	函館市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、長万部町、八雲町、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、せたな町、奥尻町、今金町
6、十勝・日高支部	帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、浦河町、日高町、平取町、新冠町、様似町、えりも町、新ひだか町
7、宗谷支部	稚内市、枝幸町、中頓別町、浜頓別町、猿払村、利尻町、利尻富士町、礼文町、豊富町、幌延町
8、釧路・根室支部	釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、白糠町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、根室市、標津町、中標津町、別海町、羅臼町
9、上川・留萌支部	旭川市、名寄市、士別市、富良野市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、幌加内町、留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町
10、後志支部	小樽市、倶知安町、二セコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、寿都町、黒松内町、蘭越町、島牧村、岩内町、共和町、泊村、神恵内村、余市町、仁木町、赤井川村、古平町、積丹町
11、オホーツク支部	網走市、北見市、紋別市、遠軽町、湧別町、雄武町、滝上町、興部町、西興部村、美幌町、津別町、大空町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、斜里町、清里町、小清水町
12、空知支部	岩見沢市、夕張市、美瑛市、三笠市、芦別市、赤平市、歌志内市、深川市、滝川市、砂川市、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町
13、胆振支部	室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、白老町、豊浦町、洞爺湖町、壮瞥町、厚真町、安平町、むかわ町

(2013年5月18日総会にて承認)

(別表 4) 天使大学同窓会組織図



(2015年3月改訂)



